

付加保険料を納付しませんか

国民
年金

〈問合先〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161



○付加年金制度とは

厚生年金などの被用者年金制度に加入している方は、報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業者など国民年金の第1号被保険者の方は、保険料と給付（老齢基礎年金）額が定額になっています。

現在、老齢基礎年金の年金額は792,100円（平成20年度の満額）ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために付加年金制度があります。

毎月の国民年金保険料（平成20年度は14,410円）に、付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。上乗せした保険料も、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

○付加保険料の額は

付加保険料の額は、1カ月400円です。

付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入の被保険者の方です。保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は加入できません。

○付加年金額は

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。

つまり、保険料月額400円に対して年金額200円を受け取れることから、受給開始から2年間で付加保険料相当分の年金額を受け取ることができます。

付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳より後に繰下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。



消・防・署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1195



台風シーズンに 備えましょう

9月に入りました。季節は夏から秋へと移行行く時期です。読書の秋、スポーツの秋、食欲の秋といろいろありますが、この時期は台風シーズンの到来でもあります。

台風は暴風だけではなく、大雨ももたらします。そして台風による災害は、その大小に関わらず毎年各地で発生しています。

しかし、台風や風水害は地震と違って前もって予

知することができるため、被害を最小限に食い止めることができます。

皆さんのご家庭は台風への備えができていますか。『備えあれば憂いなし』というように、前もって家族で話し合い、次のことに注意して災害に備えましょう。

- ①まず最寄りの避難場所をチェックしましょう。
- ②非常持出袋を用意しましょう。大きな災害が起きた時食料や飲料水は各家庭で準備する必要があります。また医薬品や貴重品、懐中電灯も入れておきましょう。
- ③家のまわりの危険箇所を点検し、早めに修理しておきましょう。

最後に万が一災害が発生した時は、消防、警察、役場などの防災機関の指示に従いましょう。